

令和3年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和3年11月30日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	小菅 康子	2番	田中 陽介
3番	石川 恵美	4番	村田 弘行
5番	木下 伸一	6番	津村 俊二
7番	益川 教智	8番	東郷 克己
9番	服部 嘉雄	10番	奥山文市郎
11番	山崎 有子	12番	山本 剛
13番	鈴木 市朗	14番	山崎 敦志
15番	橋 俊明	16番	岩井智恵子
17番	稲垣 誠亮	18番	荒川 泰宏

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	川口 逸司
教育長	西村 健	政策調整部長	赤坂 悦男
政策調整部政策監 (病院整備担当)	馬野 明	市立野洲病院事務部長	市木 不二男
総務部長	川端 美香	市民部長	長尾 健治
健康福祉部長	吉田 和司	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾
都市建設部長	三上 忠宏	環境経済部長	武内 了恵
教育部長	吉川 武克	政策調整部次長	川尻 康治
総務部次長	武内 佳代子	広報秘書課長	辻 昭典
総務課長	井狩 勝		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 千晴	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	辻 義幸	書記	井上 直樹

## 議事日程

### 諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議第92号から議第108号まで一括上程

(令和3年度野洲市一般会計補正予算(第6号) 他16件)

### 提案理由説明

## 市長提出議案

議第 92号 令和3年度野洲市一般会計補正予算(第6号)

議第 93号 令和3年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

議第 94号 令和3年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議第 95号 令和3年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議第 96号 令和3年度野洲市水道事業会計補正予算(第2号)

議第 97号 令和3年度野洲市下水道事業会計補正予算(第1号)

議第 98号 令和3年度野洲市病院事業会計補正予算(第3号)

議第 99号 野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議第100号 権利の放棄について

議第101号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターぎおう)

議第102号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターしのはら)

議第103号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターみかみ)

議第104号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターきたの)

議第105号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターやす)

議第106号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターなかさと)

議第107号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（コミュニティセンターひょうず）

議第108号 野洲市教育振興基本計画第3期の策定について

開議 午前9時00分

議事の経過

（開会）

○議長（荒川泰宏君） （午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから第5回野洲市議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、お手元の文書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、令和3年11月10日に開催されました令和3年第4回野洲市議会臨時会において、本職は環境経済建設常任委員会委員となりましたが、議長は議会全体の統制者で、議事の整理を行う職責から、常任委員会委員となることは適当でないと判断いたしました。よって、本職は環境経済建設常任委員会委員を辞退する旨を表明いたします。

それでは、お諮りいたします。

本職が環境経済建設常任委員会委員を辞退することについて、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、本職は環境経済建設常任委員会委員を辞退することに決しました。

（日程第1）

○議長（荒川泰宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第3番、石川恵美議員、第4番、村田弘行議員を指名いたします。

（日程第2）

○議長（荒川泰宏君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月23日までの24日間にいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(荒川泰宏君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月23日までの24日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付済みの会期日程のとおりですので、ご了承願います。

(日程第3)

○議長(荒川泰宏君) 日程第3、議第92号から議第108号まで、令和3年度野洲市一般会計補正予算(第6号)他16件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○議会事務局長(田中千晴君) おはようございます。

朗読いたします。

議第92号令和3年度野洲市一般会計補正予算(第6号)、他、補正予算6件。

議第99号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例。

議第100号権利の放棄について、他、その他案件8件。

以上でございます。

○議長(荒川泰宏君) 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(栢木進君) 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和3年第5回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、本議会に提案いたします議案について、ご説明申し上げます。

本定例会におきましては、議案としまして、補正予算7件、条例改正1件、その他9件の合計17件を提案いたしますので、ご審議をよろしく願いいたします。

議第92号から議第98号までの令和3年度一般会計、特別会計、事業会計補正予算について、ご説明申し上げます。

まず、議第92号令和3年度野洲市一般会計補正予算(第6号)は、歳入歳出予算それ

ぞれに1億1,108万7,000円を増額します。

歳出の主な内容は、総務費で基金積立費について、市営住宅小篠原団地の敷地を一部売却した収入を市営住宅の整備、修繕及び改良に充てるための市営住宅整備基金積立金として268万9,000円の増額を、自治振興費について一般財団法人自治総合センターの助成金が不採択となったため、補助金2,430万円を減額します。

民生費では、障がい者自立支援事業費について、サービス利用者の増加により障がい者に対する訓練等給付費及び補装具費で4,500万円を、障がい児給付費で2,197万1,000円を、介護保険事業特別会計繰出金について、介護サービス給付費等の増額により3,535万5,000円を増額します。

農林水産費では、農地費について農業用ため池の擁壁を修繕するため、修繕料202万4,000円を追加します。

商工費では、観光振興事業費について、平家フォーラムの開催規模拡大により事業委託料50万円を増額します。

土木費では、道路維持工事費について、路面劣化の激しい市道を修繕するため、工事請負費496万1,000円を増額します。

教育費では、私立幼稚園運営費について、私立幼稚園や私立認定こども園に通園する児童数の増加により施設型給付費641万7,000円を増額します。

このほか、人事異動に伴う各費目の人件費の増減により5,986万円を減額します。

次に、歳入の主なものについては、国県支出金では、障害者自立支援事業の訓練等給付費等の増額に伴い、国庫負担金2,250万円、県負担金1,125万円を増額、障害児給付費の増額に伴い、国庫負担金1,098万5,000円、県負担金549万2,000円を増額、子どものための教育・保育給付交付金の増額に伴い、国庫交付金236万7,000円、県交付金202万5,000円を増額、また新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,320万5,000円を増額します。

その他、コミュニティバスの運行経費を支援する県補助金217万5,000円を追加します。

財産収入では、市営住宅小篠原団地の敷地の一部を売却することに伴う不動産売払い収入268万8,000円を追加します。

諸収入では、一般財団法人自治総合センターの助成金が不採択となったため、助成金2,430万円を減額します。

市債では、総合体育館改修事業に係る起債の種別の変更に伴い、体育施設整備事業債 1,640 万円を減額し、公共施設等適正管理推進事業債 1,900 万円を増額します。

債務負担行為では、野洲駅南口複合商業施設整備事業支援業務に係る費用について 1,500 万円を上限額として設定を、総合体育館大規模改修事業に係る費用について 8 億 9,400 万円を上限額として設定し、追加します。

次に、議第 93 号令和 3 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、歳入歳出予算それぞれに 3,464 万 6,000 円を増額します。主な補正の内容は、歳出において、一般被保険者高額療養費及び葬祭費の増額に伴い、保険給付費及び補助金 3,050 万円を増額し、人事異動による人件費を 422 万 3,000 円増額します。歳入においては、保険給付費等の増加に伴い、県支出金を 3,050 万円、人件費に係る繰入金を 422 万 3,000 円それぞれ増額します。

次に、議第 94 号令和 3 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、歳入歳出予算それぞれに 745 万 3,000 円を減額します。補正の内容としましては、人事異動による人件費の減額に伴い、歳入歳出ともに 745 万 3,000 円を減額します。

次に、議第 95 号令和 3 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、歳入歳出予算それぞれに 1 億 797 万 2,000 円を増額します。主な補正の内容としましては、歳出において、保険給付費では地域密着型介護サービス給付費が当初の計上額を大きく上回る実績で推移していることから 8,700 万円を増額し、介護予防住宅改修費給付費及び特定入所者介護サービス給付費も同様であることから、それぞれ 440 万 2,000 円と 1,400 万円を増額します。歳入においては、給付費の増額等に伴い、国庫支出金を 2,613 万 5,000 円、支払基金交付金 2,873 万 6,000 円、県支出金 1,400 万 4,000 円を増額し、一般会計繰入金 1,330 万 3,000 円を増額します。

次に、議第 96 号令和 3 年度野洲市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、予算第 3 条の収益的支出を 121 万減額し、予算第 4 条の資本的支出を 106 万 6,000 円増額するとともに、債務負担行為を追加します。補正の内容としましては、人事異動に伴う影響額を補正します。債務負担行為については、南桜水源地送水ポンプ修繕事業に係る費用について、380 万円を上限として設定し、追加しようとするものです。

次に、議第 97 号令和 3 年度野洲市下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、予算第 3 条の収益的収入を 9,649 万円増額し、収益的支出を 341 万 9,000 円増額し、予算第 4 条の資本的支出を 151 万 2,000 円増額します。補正の内容としましては、流域

下水道維持管理負担金の精算による返還金及びこれに伴う消費税を増額し、人事異動に伴う影響額を補正します。

次に、議第98号令和3年度野洲市病院事業会計補正予算（第3号）は、予算第3条の収益的収入及び支出をそれぞれ2,516万5,000円増額し、予算第4条の資本的収入を651万円減額し、資本的支出を1,302万円減額します。主な補正の内容としましては、収益的収入及び支出では、新型コロナウイルス感染症対応に係る国庫補助金等を追加し、必要となる物品購入費を増額します。また、人事異動に伴う影響額を補正し、新型コロナウイルス感染症対応に係る手当の増額及び執行残高が見込まれる経費を減額し、安全、安心な医療を提供する上で早急に対応が必要となる施設修繕費を増額します。資本的収入及び支出では、人事異動に伴う影響額を補正し、一般会計からの出資金を減額します。

議第99号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案は、健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、出産育児一時金の支給額について所要の改正を行うものです。概要としましては、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺を補償対象としている産科医療補償制度の見直しにより、当該制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることとなりましたが、これを含めて、支給している出産育児一時金の支給総額については、少子化対策としての重要性に鑑み、42万円を維持すべきとされたことから健康保険法施行令が改正され、支給額が40万4,000円から40万8,000円に引き上げられたことに伴い、本条例についても同様に出産育児一時金の支給額を40万8,000円に引き上げるものです。

なお、本条例は令和4年1月1日から施行します。

議第100号権利の放棄について、ご説明申し上げます。

本議案は、昭和60年から62年にかけて、当時の野洲町が医療法人社団御上会に地域医療振興資金9億円を貸し付け、野洲市地域医療振興資金貸付条例に基づき、償還されてきましたが、同法人は令和元年6月30日に解散し、本市に事業譲渡をしているため、同法人は財産を保有しておらず、返済が困難であること、また本市は同法人の清算人らが元職員らに対し、退職医療金名目で金銭を支出した件について、令和2年5月13日に損害賠償請求を提訴しましたが、本年7月7日に和解が成立し、このたび債権の額が確定したことから、地域医療振興基金の未償還金1億3,222万6,459円の権利を放棄する

ことについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求めるものです。

議第101号から議第107号、指定管理者の指定につき議決を求めることについて、ご説明申し上げます。

平成18年4月1日から指定管理者制度を導入しております各コミュニティセンターについて、令和4年3月31日に指定管理の指定期限を迎えるに当たり、期間を令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間と定め、指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求めるものです。

なお、これまで指定管理者として各学区の自治連合会長を、コミュニティセンターぎおうは、平成24年4月1日より、妓王まちづくり推進協議会長をそれぞれ指定しており、いずれも地域コミュニティ活動の拠点施設として、地域の特性を活かした特色ある運営と適正な管理をしていただいておりますことから、引き続き、各自治連合会と妓王まちづくり推進協議会を指定しようとするものです。

議第108号野洲市教育振興基本計画第3期の策定について、ご説明申し上げます。

本議案は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき策定した野洲市教育振興基本計画第2期が、平成28年4月の策定から5年を経過することから、今後5年間の教育分野において、引き続き取り組むべき課題や近年の社会情勢や教育環境等の変化により生じた新たな課題等に対応していくための目指すべき方向や取り組むべき施策について定める野洲市教育振興基本計画第3期を策定するに当たり、野洲市議会基本条例第11条の規定に基づき、議決を求めるものです。

以上、提案理由とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明12月1日から12月6日までの6日間は、議案調査のため休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、明12月1日から12月6日までの6日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る12月7日は午前9時から本会議を再開し、議案質疑、一般質問を行います。



本日はこれにて散会いたします。(午前9時22分 散会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和3年11月30日

野洲市議会議長                    荒川泰宏

署名議員                    石川恵美

署名議員                    村田弘行